令和4年度 定期監査の結果(指摘・意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査対象 公平委員会事務局

3 監査実施期間 令和4年11月18日

指 摘

特になし

見 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
① 措置要求及び不服申し立てについて【有効性の視点】	【 措置済 】 令和 5年 4月 1日
職員が公平委員会に措置要求及び不服申し立てを行ったときは、引き続き本人の不利益にならないように十分配慮すること。	措置要求及び不服申し立てを行った職員への連絡は、職員個人の電話に対して行うことを原則とし、措置要求等を申し立てたことがむやみに職場の上司、同僚に知られることのないよう配慮するほか、事務局による聴き取り等を勤務時間外に行うなど、措置要求等の申し立てにより職務に支障が生じないよう配慮に努める。